

平成21年12月21日

株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ

第十一種優先株式の取得価額および下限取得価額の調整について

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（取締役社長 くろやなぎ のぶお 畔柳 信雄）は、当社が発行する第十一種優先株式の取得価額および下限取得価額を、第十一種優先株式の発行要項に定められた取得価額の調整条項に基づき、以下のとおり調整することとなりましたので、お知らせします。

記

1. 取得価額調整の内容

| | 調整前取得価額 | 調整後取得価額 |
|----------|---------|---------|
| 第十一種優先株式 | 888.4円 | 867.6円 |

2. 下限取得価額調整の内容

| | 調整前下限取得価額 | 調整後下限取得価額 |
|----------|-----------|-----------|
| 第十一種優先株式 | 888.4円 | 867.6円 |

3. 適用日

平成21年12月22日以降

以 上